

平成30年2月定例会

総務委員会説明資料

徳島県警察本部

目 次

I	平成30年警察本部主要施策の概要	1
II	提出予定案件	4
1	一般会計予算	4
(1)	歳入歳出予算	4
ア	総括表	4
イ	主要事項説明	5
(2)	債務負担行為	7
2	その他の議案等	8
(1)	条例案	8
ア	徳島県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例	8
イ	徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	9
ウ	徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	19
(2)	徳島東警察署庁舎整備等PFI事業の特定事業契約について	21
(3)	専決処分の報告について	22
ア	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	22

I 平成30年警察本部主要施策の概要

平成29年中の刑法犯認知件数は3,694件であり、過去最多であった平成15年の約3割にまで減少し、人身交通事故の発生件数も13年連続で減少するなど、数値上の治安は改善傾向にある。

しかし、近年は、子どもや女性を狙ったストーカー・DV、児童虐待などの人身安全関連事案の認知件数が高い水準で推移しており、特殊詐欺についても高齢者を中心に大きな被害が発生している。また、高齢者が当事者となる交通事故の割合が増加するなど、治安情勢は依然として厳しい状況にある。

更には、今後発生が懸念される南海トラフ地震をはじめとするあらゆる自然災害に的確に対処できるよう活動拠点の整備、機能強化等を計画的に進める必要がある。

これらの情勢を踏まえ、県警察では、引き続き、『安全安心を誇れる徳島県の実現～県民を守る「力強い警察」の確立～』を運営指針とし、更に歩みを進めていくこととしている。

1 身近な犯罪の徹底抑止

ストーカー・DV等への早期対処による危険事態の防遏・検挙と被害者の安全確保を徹底するほか、特殊詐欺被害の防止など、地域の治安情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進する。

実施項目

- (1) 子供・女性・高齢者の安全対策の強化
- (2) 身近な犯罪の抑止と検挙
- (3) 犯罪の起きにくい社会づくり
- (4) 街頭における警察活動の強化
- (5) 被害者支援の充実

2 重要犯罪等の徹底検挙

新たな刑事司法制度に適応した警察捜査の構築に向けた取組を推進するほか、重要犯罪等の早期検挙・解決に向けて最大限の捜査力を傾注する。また、利権構造等に絡む不正事案の摘発や暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を強力に推進する。

実施項目

- (1) 司法制度改革への的確な対応
- (2) 重要犯罪等の迅速な解決
- (3) 利権構造等に絡む不正事案の厳格な取締り
- (4) 組織犯罪情勢の変化を的確に捉えた実効ある対策の推進
- (5) 捜査・鑑識・科学の更なる一体化

3 交通死亡事故の徹底抑止

高齢運転者の安全対策や交通弱者の事故防止に向けて、交通安全意識の醸成や関係機関等と連携した情報発信、重点を絞った交通指導取締り等、総合的な交通事故抑止対策を推進する。

実施項目

- (1) 高齢者等の交通事故防止に係る対策の強化
- (2) 交通マナーの向上に資する交通安全教育等の推進
- (3) 安全で快適な交通環境の整備
- (4) 交通事故防止に資する交通指導取締り等の推進
- (5) 安全運転の確保に向けた一層効果的な運転者対策の推進

4 大規模災害、テロ等への徹底対処

大規模災害、突発重大事案等に迅速かつ的確に対応するため、関係機関との連携や災害警備訓練等を実施し、対処能力の向上に努めるほか、厳しい国際テロ情勢等を踏まえ、テロの未然防止に向けた諸対策を推進する。

実施項目

- (1) 大規模災害への万全の備え
- (2) 突発重大事案等への的確な対処
- (3) 国際テロ、対日有害活動等に係る対策の推進
- (4) 過激派、右翼等による違法行為への厳正な対処
- (5) 新たな治安事象への的確な対応

5 組織基盤の徹底強化

人口の減少や地域的偏在化、高齢化の進展、警察へのニーズの多様化など、地域や社会情勢が大きく変化する中、限られた人員を最大限に活用し、これら情勢の変化に的確に対応するため、組織体制の見直しやワークライフバランスに配慮した組織運営に取り組む。

実施項目

- (1) 期待と信頼に応える強い警察の確立
- (2) 人口減少・超高齢社会の到来やその他社会情勢の変化に対応する警察の構築
- (3) 初動警察刷新強化の取組の定着化
- (4) 人的基盤の強化と実務能力の向上
- (5) 女性や若者の視点を一層反映した警察運営

Ⅱ 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

(単位：千円)

区 分	30年度	前年度	比 較		財 源 内 訳							
	当 初 予算額 A	当 初 予算額 B	増 減 A-B	率 A/B ×100	特 定 財 源							一般財源
					国支出金	使・手	財 収	繰入金	諸収入	反則金	地方債	
警察本部	21,441,256	20,742,596	698,660	103.4	409,558	1,054,827	94,779	593,000	137,280	150,000	830,000	18,171,812

イ 主要事項説明

(単位：千円)

目 名	30年度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 予 算 額
			増 減 A-B	率 A/B ×100		
公安委員会費	12,347	12,307	40	100.3	① 公安委員報酬 (5,986) ② 公安委員会の運営及び風俗営業関係等許可事務に要する経費 (6,361)	(5,986) (6,321)
警察本部費	17,727,050	17,317,927	409,123	102.4	① 給与費 (16,336,785) ② 管理運営費 (1,390,265) 警察本部、警察署の運営及び維持管理に要する経費	(15,942,712) (1,375,215)
警察施設費	821,989	360,438	461,551	228.1	① 交番、駐在所等整備事業費 (118,981) ② 警察署整備事業費 (609,667) ③ 警察職員宿舍整備事業費 (93,341)	(117,615) (154,865) (87,958)
運転免許費	749,541	661,792	87,749	113.3	① 自動車運転免許試験及び行政処分事務費 (749,541) 運転免許試験、行政処分及び運転免許証の作成等に要する経費	(661,792)
恩 給 及 び 退職年金費	22,850	26,762	△3,912	85.4	① 恩給費 (22,850) 恩給受給者に対する恩給等に要する経費	(26,762)

警察活動費	2, 107, 479	2, 363, 370	△255, 891	△89. 2	① 警察装備費	(209, 410)	(201, 330)
					警察装備の整備及び運営に要する経費		
					② 一般警察活動費	(386, 544)	(663, 559)
					地域活動（交番、駐在所等）等に要する経費		
					③ 刑事警察費	(285, 993)	(306, 170)
					犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する経費		
					④ 交通指導取締費	(218, 663)	(195, 401)
					交通事件・事故捜査及び交通指導取締りに要する経費		
					⑤ 交通安全施設整備事業費	(996, 081)	(986, 210)
					ア 国補対象事業費	(268, 466)	(261, 570)
					イ 県単独事業費	(363, 903)	(355, 037)
					ウ 維持補修費	(363, 712)	(369, 603)
					⑥ 道路交通情報提供費	(10, 788)	(10, 700)
合計	21, 441, 256	20, 742, 596	698, 660	103. 4			

(2) 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額	左 の 財 源 内 訳			
			特 定 財 源			一般財源
			国支出金	地方債	その他	
駐在所整備等 P F I 事業契約	自 平成 3 0 年度 至 平成 6 0 年度	970,000		483,000		487,000
指紋情報管理システム 電子計算機等賃貸借契約	自 平成 3 1 年度 至 平成 3 6 年度	373,248				373,248

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

(ア) 改正の理由

社会情勢の変化に鑑み、従来、盗撮行為等の規制対象場所であった公共の場所又は公共の乗物以外の場所における、盗撮行為等についても規制対象とするため、規制対象場所を拡大するなど所要の改正を行う。

(イ) 改正の概要

a 次に掲げる人に対し、通常衣服等で覆われている下着又は身体（以下「下着等」という。）をのぞき見し、又は撮影してはならないこととした。

(a) 集会場、事務所、教室、貸切バス、タクシーその他の不特定又は多数の人が利用するような場所（公共の場所を除く。）にいる人又は乗物（公共の乗物を除く。）に乗っている人

(b) 住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいるような場所における当該状態にある人

b 下着等を撮影する目的で、写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器を向け、又は設置してはならないこととした。

(ウ) 施行日

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

イ 徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(ア) 改正の理由

道路交通法施行令（昭和３５年政令第２７０号）の一部が改正されたことに伴い、運転免許試験等の手数料の額を改めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成１２年政令第１６号。以下「標準手数料令」という。）の一部が改正されたことに伴い、風俗営業の営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査等に係る手数料の額を改める必要がある。

(イ) 改正の概要

a 道路交通法施行令の一部改正に伴う手数料の額の改正

道路交通法施行令において規定されている運転免許試験等の手数料の標準が改められたことに伴い、これを標準として運転免許試験等の手数料の額を改めることとした。

b 標準手数料令の一部改正に伴う手数料の額の改正

標準手数料令において規定されている風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査、道路交通法の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付等に係る手数料の標準が改められたことに伴い、これを標準として手数料の額を改めることとした。

c 手数料の額は、別表のとおりである。

(ウ) 施行日

この条例は、平成３０年４月１日（道路交通法施行令及び標準手数料令の施行日。）から施行する。

別 表

(単位：円)

手数料の種類	区 分	改 正 前	改 正 後
風俗営業の営業所構造設備変更承認申請手数料		11,000	9,900
特例風俗営業者認定申請手数料		15,000	13,000
	同時申請の場合（同時に複数の店舗について認定申請をする場合の2店舗目以降における1店舗ごとにそれぞれ徴収する認定申請手数料）	11,700	10,000
特定遊興飲食店営業許可申請手数料	同時申請の場合における減額分（同時に複数の店舗について許可申請をする場合の2店舗目以降における1店舗ごとの許可申請手数料からそれぞれ減額する額）	8,000	8,700
質屋営業許可申請手数料		25,000	22,000
警備員指導教育責任者資格者証書換手数料		2,000	1,800
機械警備業務管理者資格者証書換手数料		2,000	1,800
火薬類の運搬証明書交付手数料		2,400	2,100
核燃料物質等の運搬証明書書換手数料		4,600	5,400
国際競技参加外国人の銃砲刀剣類所持許可申請手数料	同時申請の場合（同時に複数の銃砲刀剣類について所持許可申請をする場合における2件目以降における1件ごとにそれぞれ徴収する銃砲刀剣類所持許可申請手数料）	1,600	1,800

手数料の種類	区 分		改 正 前	改 正 後
銃砲刀剣類の所持許可証の再交付手数料			2, 200	1, 900
探偵業変更届出証明書交付手数料			1, 500	1, 600
探偵業開始届出証明書等再交付手数料			1, 000	1, 100
駐車監視員資格者証再交付手数料			2, 000	1, 800
運転免許試験手数料	大型免許、中型免許又は準中型免許に係る試験	指定教習所卒業者、技能検定合格者	1, 600	1, 550
		一般受験者	4, 400	4, 100
		公安委員会が提供する自動車を使用する場合	7, 050	6, 600
	普通免許に係る試験	特定失効者、特定取消処分者	1, 850	1, 900
		一般受験者	2, 200	2, 550
		公安委員会が提供する自動車を使用する場合	3, 100	3, 350
	特定第一種免許（大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	一般受験者	2, 950	2, 600
		公安委員会が提供する自動車を使用する場合	4, 500	4, 050

手数料の種類	区 分		改 正 前	改 正 後
運転免許試験手数料	小型特殊免許又は原動免許に係る試験	特定失効者、特定取消処分者	1, 8 5 0	1, 9 0 0
	大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る試験	指定教習所卒業者、技能検定合格者	1, 7 5 0	1, 7 0 0
		一般受験者	4, 5 5 0	4, 8 0 0
	仮運転免許に係る試験	一般受験者	2, 8 5 0	2, 9 0 0
		公安委員会が提供する自動車を使用する場合	4, 4 0 0	4, 3 5 0
技能検査手数料	大型仮運転免許、中型仮運転免許又は準中型仮運転免許を受けている者に対する検査		4, 0 5 0	3, 9 0 0
		公安委員会が提供する自動車を使用する場合	6, 7 0 0	6, 4 0 0
	普通仮運転免許を受けている者に対する検査		3, 8 5 0	3, 7 5 0
		公安委員会が提供する自動車を使用する場合	4, 7 5 0	4, 5 5 0
再試験手数料	準中型免許に係る再試験		2, 0 0 0	1, 9 0 0
		公安委員会が提供する自動車を使用する場合	4, 6 5 0	4, 4 0 0
	普通免許に係る再試験		1, 9 5 0	1, 7 5 0
		公安委員会が提供する自動車を使用する場合	2, 8 5 0	2, 5 5 0
	大型二輪車免許又は普通二輪車免許に係る再試験		1, 7 5 0	1, 6 5 0
		公安委員会が提供する自動車を使用する場合	3, 3 0 0	3, 1 0 0

手数料の種類	区 分	改 正 前	改 正 後
再試験手数料	原付免許に係る再試験	1, 0 5 0	1, 0 0 0
免許証交付手数料	仮運転免許証	1, 1 0 0	1, 1 5 0
免許証再交付手数料	仮運転免許証	1, 1 0 0	1, 1 5 0
免許更新手数料	経由地公安委員会を通した更新	2, 5 0 0	2, 5 5 0
運転経歴証明書の交付 又は再交付手数料		1, 0 0 0	1, 1 0 0
認知機能検査手数料		6 5 0	7 5 0
認知機能検査員講習手 数料	自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者	2, 1 0 0	8 0 0
	上記以外の者	3, 8 5 0	1, 4 0 0
審査（限定解除）手数 料	運転することができる自動車等の種類を限定された者がその限定の全部又は一部 の解除を受けるための審査	1, 4 5 0	1, 4 0 0
	公安委員会が提供する自動車を使用する場合	3, 0 0 0	2, 8 5 0
技能検定員資格者証交 付手数料		1, 1 0 0	1, 1 5 0
技能検定員審査手数料	大型免許、中型免許又は準中型免許に係る審査	2 3, 1 0 0	2 3, 4 0 0
	普通免許に係る審査	1 9, 6 5 0	1 9, 5 0 0
	特定第一種免許に係る審査	1 4, 5 0 0	1 4, 7 0 0
	大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る審査	2 1, 7 0 0	2 1, 5 0 0

手数料の種類	区 分			改 正 前	改 正 後
技能検定員審査手数料	審査を免除される場合の減ずる額	技能検定員として必要な自動車の運転技能	普通免許に係る審査	3, 6 0 0	3, 5 5 0
			特定第一種免許に係る審査	1, 3 0 0	1, 2 5 0
		「交通の方法に関する教則」の内容となっている事項	大型免許、中型免許又は準中型免許に係る審査	2, 4 5 0	2, 5 0 0
			普通免許又は特定第一種免許に係る審査	1, 9 5 0	2, 0 0 0
		自動車教習所に関する法令についての知識	大型免許、中型免許又は準中型免許に係る審査	2, 4 5 0	2, 5 0 0
			普通免許又は特定第一種免許に係る審査	1, 9 5 0	2, 0 0 0
		技能検定の実施に関する知識	大型免許、中型免許又は準中型免許に係る審査	2, 0 0 0	2, 3 5 0
			普通免許に係る審査	1, 9 5 0	1, 9 0 0
			特定第一種免許に係る審査	2, 5 0 0	2, 6 5 0
		自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型免許、中型免許又は準中型免許に係る審査	1, 7 5 0	1, 8 0 0
			普通免許に係る審査	2, 1 0 0	2, 0 5 0
教習指導員資格者証交付手数料				1, 1 0 0	1, 1 5 0
教習指導員審査手数料	大型免許、中型免許又は準中型免許に係る審査			1 4, 6 0 0	1 4, 5 5 0
	普通免許に係る審査			1 1, 8 0 0	1 1, 8 5 0
	特定第一種免許に係る審査			9, 4 0 0	9, 6 5 0

手数料の種類	区 分		改 正 前	改 正 後	
教習指導員審査手数料	大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る審査		1 2, 7 5 0	1 2, 4 5 0	
	審査を免除される場合の減ずる額	教習指導員として必要な自動車の運転技能	普通免許に係る審査	3, 6 0 0	3, 5 5 0
			特定第一種免許に係る審査	1, 3 0 0	1, 2 5 0
		技能教習に必要な教習の技能	大型免許、中型免許又は準中型免許に係る審査	1, 3 5 0	1, 4 0 0
			普通免許に係る審査	1, 2 5 0	1, 3 0 0
			特定第一種免許に係る審査	1, 3 0 0	1, 3 5 0
		学科教習に必要な教習の技能	大型免許、中型免許又は準中型免許に係る審査	1, 2 5 0	1, 3 0 0
			普通免許に係る審査	1, 2 0 0	1, 2 5 0
			特定第一種免許に係る審査	1, 1 0 0	1, 2 5 0
		「交通の方法に関する教則」の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型免許、中型免許又は準中型免許に係る審査	1, 5 5 0	1, 6 0 0
	教習所に関する法令についての知識	大型免許、中型免許又は準中型免許に係る審査	1, 5 5 0	1, 6 0 0	
	教習指導員として必要な教育についての知識	大型免許、中型免許又は準中型免許に係る審査	1, 4 0 0	1, 5 0 0	
		特定第一種免許に係る審査	1, 2 0 0	1, 2 5 0	

手数料の種類	区 分			改 正 前	改 正 後
国外運転免許証交付手数料				2, 4 0 0	2, 3 5 0
講習手数料	停止処分者講習		1 時間当たり	2, 1 0 0	1, 9 5 0
	取得時講習	大型、中型、又は準中型（普通免許有り）	1 時間当たり	4, 1 0 0	4, 4 5 0
		準中型（普通免許無し）	1 時間当たり	3, 4 0 0	3, 5 0 0
		普通免許	1 時間当たり	2, 4 5 0	2, 8 0 0
		大型二輪免許	1 時間当たり	4, 1 0 0	4, 1 5 0
		原付免許	1 時間当たり	1, 4 0 0	1, 5 0 0
	応急救護処置講習		1 時間当たり	1, 3 0 0	1, 4 0 0
	指定教習所職員講習		1 時間当たり	6 5 0	7 5 0
	初心運転者講習		原付免許 1 時間当たり	2, 4 0 0	2, 4 5 0
	高齢者講習	小型特殊免許以外の第一種免許又は第二種免許保有者	7 5 歳未満	4, 6 5 0	5, 1 0 0
			7 5 歳以上（第 1 分類・第 2 分類）	7, 5 5 0	7, 9 5 0
			7 5 歳以上（第 3 分類）	4, 6 5 0	5, 1 0 0
			臨時高齢者講習	5, 6 5 0	5, 8 0 0
		小型特殊免許のみ保有者	7 5 歳未満	2, 0 0 0	2, 2 5 0
			7 5 歳以上（第 1 分類・第 2 分類）	4, 3 0 0	4, 4 5 0

手数料の種類	区 分			改 正 前	改 正 後
講習手数料	高齢者講習	小型特殊免許のみ保有者	7 5 歳以上（第 3 分類）	2, 0 0 0	2, 2 5 0
			臨時高齢者講習	2, 4 0 0	2, 3 5 0
	違反者講習	社会参加活動なし		1 3, 2 0 0	1 2, 5 0 0
	自転車運転者講習	1 時間当たり		1, 9 0 0	2, 0 0 0
	特定任意高齢者講習	シニア運転者講習	7 5 歳未満又は 7 5 歳以上（第 3 分類）	4, 6 5 0	5, 1 0 0
			7 5 歳以上（第 1 分類・第 2 分類）	7, 5 5 0	7, 9 5 0
		簡易講習（チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた者）		1, 5 0 0	1, 8 0 0
自動車運転代行業認定申請手数料				1 3, 0 0 0	1 2, 0 0 0
自動車運転代行業認定証再交付手数料				1, 9 0 0	1, 7 0 0
技能検定員審査手数料の減ずる額	審査を受けようとする者が、審査項目の「技能検定員として必要な自動車の運転技能」及び「自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能」のいずれをも免除される場合に更に減ずる額	大型、中型又は準中型免許に係る審査		2, 4 5 0	2, 3 5 0
		普通免許に係る審査		8 5 0	9 0 0
		特定第一種免許に係る審査		1, 0 5 0	1, 1 0 0
		大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許に係る審査		3, 1 0 0	2, 9 0 0

手数料の種類	区	分	改正前	改正後
技能検定員審査手数料の減ずる額	審査を受けようとする者が、審査項目の「『交通の方法に関する教則』の内容となっている事項」及び「自動車教習所に関する法令についての知識」のいずれをも免除される場合に更に減ずる額	大型、中型又は準中型免許に係る審査	550	500
		普通免許に係る審査	350	300
		特定第一種免許に係る審査	350	300
教習指導員審査手数料の減ずる額	審査を受けようとする者が、審査項目の「教習指導員として必要な自動車の運転技能」及び「技能教習に必要な教習の技能」のいずれをも免除される場合に更に減ずる額	大型、中型又は準中型免許に係る審査	2,500	2,400
		大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許に係る審査	3,150	2,850
	審査を受けようとする者が、審査項目の「『交通の方法に関する教則』の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識」及び「自動車教習所に関する法令についての知識」のいずれをも免除される場合に更に減ずる額	大型、中型又は準中型に係る審査	250	150
		普通免許に係る審査	100	150
		特定第一種免許に係る審査	100	150

ウ 徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(ア) 改正の理由

国家公務員について東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例が設けられたことに鑑み、本県の警察職員の特殊勤務手当について、所要の措置を講ずる必要がある。

(イ) 改正の概要

a 特定大規模災害等対処作業手当の創設

(a) 死体の取扱いに関する作業（人事委員会規則で定めるもの）

日額4,000円以内で人事委員会規則で定める額

(b) 原子力緊急事態宣言があった場合の次に掲げる区域における作業

○ 特定原子力事業所敷地内

- ・ 原子炉建屋内 日額40,000円以内で人事委員会規則で定める額
- ・ 原子炉建屋外 日額20,000円以内で人事委員会規則で定める額

○ 人事委員会規則で定める区域

日額10,000円以内で人事委員会規則で定める額

b 特定大規模災害に対処するための災害警備等手当の額の特例の創設

災害警備、遭難救助等の作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の災害警備等手当の額は、本則の規定による額に作業に従事した日1日につき当該額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額とすることとする。

c その他所要の整理を行うこととする。

(ウ) 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 徳島東警察署庁舎整備等 P F I 事業の特定事業契約について

ア 事業名

徳島東警察署庁舎整備等 P F I 事業

イ 事業場所

徳島市徳島町1丁目5番2ほか

ウ 事業期間

徳島県議会の議決のあった日から平成48年3月31日まで

エ 契約金額

(ア) 設計・建設業務に関する対価

5,742,759,202円に金利変動及び物価変動による増減額等を加算した額

(イ) 維持管理業務に関する対価

1,788,868,800円に物価変動による増減額等を加算した額

オ 契約の方法

随意契約

カ 契約の相手方

徳島市中前川町五丁目1番地の115

株式会社 徳島県警 P F I サービス 代表取締役 中野 茂

(3) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専決処分内容

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所 属
		事 故 概 要				
徳島市所在 1 法人	62,097円	平成29年 7月 2日	名西郡石井町地内	平成30年 1月26日	物 損	公 安 課
		捜査用車両が右折しようとしたところ後続の追越車両に衝突されたもの				
香川県東かがわ市在住 1 名	388,800円	平成29年 9月 6日	板野郡北島町地内	平成30年 1月26日	物 損	鑑 識 課
		鑑識用車両が後退した際に駐車車両に衝突したもの				
三好市在住 1 名	26,800円	平成29年10月10日	三好郡東みよし町地内	平成30年 1月26日	物 損	三 好 警 察 署
		パトカーが路外から進入してきた車両と衝突したもの				
徳島市在住 1 名	54,983円	平成29年11月 7日	徳 島 市 地 内	平成30年 1月26日	物 損	徳 島 東 警 察 署
		公用二輪車が前方で停止していた車両に衝突したもの				
徳島市在住 1 名	78,551円	平成29年11月13日	小 松 島 市 地 内	平成30年 1月26日	物 損	阿 南 警 察 署
		捜査用車両から降車した際にドアが隣の駐車車両に衝突したもの				
板野郡藍住町所在 1 法人	159,937円	平成29年11月29日	板野郡藍住町地内	平成30年 1月26日	物 損	板 野 警 察 署
		パトカーが後退した際に後方で停止していた車両に衝突したもの				
計	771,168円					